

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き会長が行う表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 登山又はスポーツクライミング界並びに本会の発展に貢献した個人又は団体であつて、次の各号の一に該当するものは、これを表彰することができる。

- (1) 登山又はスポーツクライミングの技術の向上、並びに安全登山又はスポーツクライミングの普及活動に貢献し、顕著な功績があつたもの
- (2) 山岳遭難事故防止活動又はスポーツクライミングの事故防止活動に貢献し、顕著な功績があつたもの
- (3) 山岳自然保護活動に貢献し、顕著な功績があつたもの
- (4) 競技力向上に貢献し、顕著な功績があつたもの
- (5) 海外登山活動に貢献し、顕著な功績があつたもの
- (6) 前各号に定めるものの外、本会の発展に顕著な功績があり、特に表彰することが適当と認めるもの

(選 考)

第3条 選考は、毎年又は特に必要と認める場合はその都度、正会員が所属する山岳団体及びその他の山岳団体を代表する者の推薦に基づき、常務理事会において行うものとする。

- 2 前条第6号の選考にあたっては、原則として別表に掲げる基準を満たしたもののの中からこれを行うものとする。

(表 彰)

第4条 表彰は、表彰を受けるものの功績にふさわしい方法により行う。

- 2 第2条各号に該当する功績をあげて表彰することを適当と認められたものが表彰前に故人となった場合は、その故人に対し表彰を行う。
- 3 前項の場合において表彰状及び金品は、その遺族に交付するものとする。

(雑 則)

第5条 この規程に定めのない事項については、理事会の決定するところによる。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成25年4月1日）

平成27年11月8日 一部改定

平成29年3月4日 一部改定（平成29年4月1日から施行する。）

平成29年11月12日 一部改定

別表

（役職名等）	（在職年数）	（備 考）
日本山岳・スポーツクライミング協会役員	通算10年以上	役員の中には常任委員を含む
各都道府県山岳連盟（協会）会長	在職年数に関わらず	
各都道府県山岳連盟（協会）副会長，理事長	通算10年以上	
各都道府県山岳連盟（協会）上記以外の役員	通算15年以上	